

平成25年(ワ)第117号 不法行為に基づく損害賠償等請求事件

原告 吉川 豊 外10名

被告 学校法人 ロザリオ学園 外9名

準備書面(12)

平成28年11月15日

松山地方裁判所 西条支部 民事合議係 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 傑 正市
同 小國 隆輔
同 多田 真央



被告らは、平成28年9月6日付け原告ら準備書面(12)に対し、次のとおり認否及び反論を行う。

第1 「第1、被告らの責任の背景事実」に対する認否

1 「一、本件事故当時の被告らの職責・役職等について」

(1) 「1、学校教育法上の、園長、教諭らの職責」

認める。なお、教頭は学校教育法27条3項に基づき、置いていない。

(2) 「被告ロザリオ学園が経営する西条マリア幼稚園における、被告らの地位」

①～⑧のうち、被告らの地位、担任を受け持っていた組、お泊まり保育におけるグループ担当については認め、③のうち、被告越智が本件お泊まり保育に

ついて計画責任者であったこと、実際の進行の責任者であったことは否認する。

被告越智は、平成24年度のお泊まり保育の担当者として、ふれあいの里へ下見に行ったり、その他準備を中心的に行ったのであって、責任者ではない。

2 「二、危険防止に関する被告ロザリオ学園の規則類」

(1) 「1、『就業規則』」

認める。

(2) 「2、『危機管理マニュアル』」

一部の記載が省略されているが、そのような記載があることは認める。

(3) 「3、園児らの安全確保のための被告らの職責」

就業規則にそのような記載があること、被告ロザリオ学園の危機管理における方針として危機管理マニュアルに「危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ」との記載があることは認める。

3 「三、過去のふれあいの里でのお泊まり保育」

認める。なお、平成23年度は西条聖マリア幼稚園内でお泊まり保育を行った。

第2 「第2 本件お泊まり保育の準備」に対する認否

1 「一、お泊まり保育に至る園内での準備・打合せと打合せ内容」

(1) 「1、計画・実施責任者」

被告越智がふれあいの里でのお泊まり保育の担当者となるのが、本件お泊まり保育で4回目であったことは認め、その余は否認する。

被告越智は、本件お泊まり保育の計画を立てるに際し、主任であった被告村上に相談をしたり、適宜園長に経過を報告したりしている。

(2) 「2、お泊まり保育の準備・打合せ等」

認める。ただし、教諭間での打合せは5月にも3回程度行われているなど、他にも準備・打合せを行った事柄がある。

(3) 「3、教諭達の打合せの内容」

「(1)」のうち、原告らが主張する内容について打合せを行ったことは認めるが、打合せの内容はそれらに限定されるわけではなく、「お泊まり保育で行う行事の準備に終始した」との点は争う。

「(2)」のうち、水遊びについての打合せ内容として、「グループ順に並んで川に入る」ことを話していたこと、川からの避難方法について話をしていないことは認め、その余は否認する。

「(3)」のうち、教諭全体の打合せにおいて原告主張のような打合せがなされていないことは認める。しかし、個々の教諭は天候を新聞等で確認しており、被告寺西が下見をした際に水量や水深等は確認している。

「(4)」は認める。

2 「二、被告越智は何を『下見』したのか」

(1) 「1」

否認する。

(2) 「2」

平成24年4月上旬、被告越智がふれあいの里へ下見に行ったことは認め、その余は否認する。

(3) 「3」

危機管理マニュアルの記載内容は認め、その余は否認する。

3 「三、天気予報の確認」

(1) 「1」

認める。ただし、被告近藤は自宅で購読している愛媛新聞で天気予報を確認していた。

(2) 「2」

認める。ただし、被告村上は自宅で購読している愛媛新聞等で天気予報を確認していた。

(3) 「3」

被告越智が本件お泊まり保育の約1週間前から毎日、インターネットや新聞で天気予報を確認し、インターネットで石鎚山周辺の降水量を調べたことがあることは認め、その余は否認する。

(4) 「4」

認める。

(5) 「5」

否認する。被告別宮は、お泊まり保育の1週間前に、週間天気予報で本件お泊まり保育当日の天気を確認したのである。

(6) 「6」

被告篠田が降雨量や注意報、石鎚山系の天気を調べていないことは認め、その余は否認する。被告篠田は本件お泊まり保育の約1週間前からインターネットで西条市大町の天気を調べていた。

(7) 「7」

パートの教諭である被告藤井が天気予報を調べていないことは認め、その余は否認する。

(8) 「8」

パートの教諭である被告石川が天気予報を調べていなかつたことは認める。

4 「四、被告寺西の下見と川遊び場所の決定」

「(1)」は認める。

「(2)」のうち、被告寺西が本件現場よりも上流の場所で遊ばせるのがよいと考え、その旨を被告村上及び被告越智に伝えたことは認め、その余は否認する。被告寺西は、本件現場全体の水深が深いと判断したわけではなく、護岸側には深いところもあると感じたのである。

「(3)」のうち、被告寺西が提案した場所ではなく、本件現場を水遊びの場所とすることになったことは認め、その余は否認する。なお、上流へ園児らと行った

際、実際に園児が1人転倒している。

「(4)」のうち、被告寺西が遊ぶ範囲を区切るためロープを張ったほうがよいと被告越智に提案したこと、園児らの周囲に教諭を配置するためロープは使用しないことになったこと、護岸の方まで行った園児がいることは認める。

被告越智は、ロープを張った場合、園児らが足を水中で引っかける危険があることから、ロープを使用しないほうがよいと考えた。また、水遊びの際に護岸の方に行った園児もいるが、教諭が付いていき、戻るように注意をしている。

5 「五、上記背景事実から見えてくるもの」

争う。

第3 被告らの主張

1 被告らに要求される注意義務の程度について

原告らは、就業規則や危機管理マニュアルを根拠として、被告らが本件お泊まり保育の準備において、必要な準備や打合せ等を行っておらず、注意義務違反がある旨主張するようである。

しかし、就業規則は、労働者が労働義務を履行するに当たり、使用者との間で遵守すべき服務規律等を定める規則であって、その内容は抽象的な内容にとどまり、園外保育における災害防止において、幼稚園教諭が負うべき注意義務の範囲を画する基準となるものではない。危機管理防止マニュアルも、被告ロザリオ学園における危機管理の方針として遵守すべき内容であることは否定しないが、幼稚園教育要領と同様、自然災害の予測等についての記載はなく、園外保育における災害防止について、当然に幼稚園教諭が負うべき注意義務を画する基準となるものではない。

準備書面（9）4頁以下で主張したとおり、幼稚園教諭が負う注意義務の水準は、法令等の定めや幼稚園教諭が受ける教育等の内容を考慮し、本件事故当時ににおける標準的な安全対策をもとに定まるものである。法令等の根拠なく、通常一般人が課される程度の注意義務を超えて、あらゆる準備・打合せを行うことが被

告らに課されていたかのような原告らの主張は不合理である。

2 被告らの準備・打合せの内容について

(1) 打合せ等の内容

ア 本件お泊まり保育では、お泊まり保育の担当者であった被告越智を中心となつて計画を立て、主任であった被告村上とも相談しながら準備を進めた。なお、計画を立てるといつても、被告越智が一から計画を立てるのではなく、前年度までの計画を基に、今年度の園児の状況やふれあいの里側の状況に合わせて内容を見直し、必要な準備を行うのが通例となっており、計画の内容自体は前年度までのお泊まり保育と大きな違いはない。

イ 打合せは、パートの教諭を除く教諭で5月及び6月にそれぞれ3回程度行っている（甲133の1・9～10頁）。

7月にも3回程度打合せを行っており（甲133の2・5頁、7頁）、7月14日の打合せはパートの教諭を含め、教諭が全員参加した。7月の打合せでは、原告らが主張する以外にも、園児の健康調査表に基づき、各園児の状態を把握するということも行われている（甲132・14～15頁）。

また、水遊びについては、川への入り方だけではなく、遊ばせる場所や、少しでも多くの目が行き届くよう、教諭全員が水の中に入つて園児を見守ること、教諭は声が聞こえる範囲に子どもたちを置いて見るようにすること、今年度の男の子たちは元気の良い子が多いので、少し注意して見ましょうといったことも話し合われている（甲132・18頁、54頁、甲133の2・6頁）。

ウ 被告越智は、ふれあいの里との間での連絡役を行つており、6月19日の段階でふれあいの里へ電話を掛け、水遊びの場所を伝えている。（甲133の1・12頁、また、本件お泊まり保育の前日にも被告越智はふれあいの里へ電話を掛け、ふれあいの里の天候や川の状態を尋ねており、ふれあいの里の職員からは、大丈夫である旨の返答があった（甲133の2・6～7頁）。

(2) 下見の内容

下見については従前主張してきたとおりである。また、被告越智は、4月上旬にふれあいの里へ下見に行った際、バスの停留所において、子どもたちを並ばせることができるスペースの確認をしたり、停留所からふれあいの里までの道筋に危険な場所はないか、土砂崩れはないか等確認している。そして、水遊びをする加茂川についても、下流側の改段の所まで行き、川幅や水深、川に危険なものがないか等を確認している（甲133の1・6頁）。

したがって、被告越智は地理的な状況や交通機関について下見を行い、危険箇所についてチェックをしているのであるから、危機管理マニュアルの記載にも沿う下見を行っているのである。

以上のとおり、被告らの準備や打合せ内容は、本件事故当時における幼稚園教諭に課される標準的な注意義務に反するものではないため、過失は認められない。

以上